

■第 15 回東京都震災復興検討会議議事録

平成 21 年 6 月 9 日（火）16：00～17：45

東京都庁第一庁舎 33 階北側 特別会議室 N 6

○事務局（溝口副参事） 定刻を若干すぎまして、大変申し訳ありませんでした。これより、第 15 回震災復興検討会議を開催いたしたいと思います。私は、総務局総合防災部副参事の溝口と申します。検討会議の事務局を担当しておりますので、よろしく願いいたします。

本日は、本年 3 月に前委員の任期が終了いたしまして、4 月改選後初めての会議でございますので、座長の選任までの間私が進行をさせていただきますので、よろしく願いいたします。この先座って進行させていただきます。

検討会議の委員定数は 12 名でございますが、本日の出席委員は 10 名でございます。欠席は田近委員、それから室崎委員が現在こちらへ向かっているということでございます。委員につきまして、新規の委員もいらっしゃいますので、名簿によりご紹介したいと思います。大変申し訳ございませんが、別添の資料をご覧いただきたいと思います。別添 1 の委員名簿でございますが、これは 50 音順で並んでございます。50 音順で紹介させていただきます。財団法人市民防災研究所理事の池上委員。

○池上委員 よろしく願いいたします。

○事務局（溝口副参事） 日本女子大家政学部教授の石川委員。

○石川委員 石川です。よろしく願いいたします。

○事務局（溝口副参事） 首都大学東京都市教養学部教授の大杉委員。

○大杉委員 大杉でございます。よろしく願いいたします。

○事務局（溝口副参事） 危機管理研究所危機管理アドバイザーの国崎委員。

○国崎委員 国崎です。よろしく願いいたします。

○事務局（溝口副参事） 早稲田大学理工学術院教授の佐藤委員。

○佐藤委員 佐藤です。よろしく願いいたします。

○事務局（溝口副参事） 財団法人日本建築防災協会専務理事、杉山委員。

○杉山委員 杉山でございます。よろしく願いいたします。

○事務局（溝口副参事） 首都大学東京都市環境科学研究科教授、中林委員。

- 中林座長 中林です。よろしくお願いいたします。
- 事務局（溝口副参事） 災害復興まちづくり支援機構前代表、瀧上委員。
- 瀧上委員 瀧上でございます。よろしくお願いいたします。
- 事務局（溝口副参事） 東京経済大学現代法学部教授、森反委員。
- 森反委員 森反です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局（溝口副参事） 日本放送協会解説主幹、山崎委員。
- 山崎委員 山崎と申します。よろしくお願いいたします。
- 事務局（溝口副参事） 以上でございます。それでは開会に当たりまして、東京都震災復興検討委員会幹事長である、島田危機管理監からごあいさつを申し上げたいと思います。
- 島田幹事長 東京都危機管理監の島田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

先生方には本日、委員就任のお願いをいたしましたところお引き受けいただきまして、本当にありがとうございます。今回から新任期でございます。国崎委員、杉山委員、山崎委員を新たにお迎えしまして、引き続き東京都の震災復興に関しまして、さまざまな見地から幅広いご提言やご助言をいただきたいと、心より思っております。よろしくお願い申し上げます。

東京都は阪神・淡路大震災以降懸命になりまして、この検討会議のご意見を踏まえまして、独自に復興対策に取り組んできたと思っております。19年8月には、皆さまのお手元にもございますように、都の担当者向けの震災復興マニュアルを改善いたしまして、「復興施策編」というかたちで整理いたしました。それから多少は参考になればということで、区市町村の担当者向けの「区市町村震災復興標準マニュアル」を策定したところでございます。今後、このマニュアルを活用しまして区市町村独自のマニュアルを、それぞれの区市町村の皆さまが地域の実情に合わせて策定していただけるように、支援をしていきたいと思っております。

今年度はこの標準マニュアル作成過程で課題とされました、家屋被害状況調査等の効率的な実施につきまして、区市と都関係局による特別部会を設置し、検討していきたいと考えているところでございます。

皆さまからもご指導を受けておりますように、首都直下地震は、残念ながらこれは避けられないと思っております。私どもといたしましては、なるべく木造密集地域の減少化、それから建物をより震災に強い建物に替えていく、そのようなことはしていきたいと思っ

ております。

ただ、これも時間との戦いではございますが、もし震災が起きたときに、この復興を最初からグランドデザインとして持っていて、それぞれの地域で目標を立ててしっかり区市町村とともに私どもがやっていければ、無秩序に開発されてきた、これが都市のエネルギーと言えばエネルギーでございますけれども、そういった都市からさらに安全な東京がつかれるのではないかと考えております。

今危機管理部門ではこの4月以降、北朝鮮のミサイルだとか核実験とか、それから新型インフルエンザの対応などは、徹夜等々で懸命にやらせていただいているところでございますけれども、先日は風水害の訓練をさせていただきました。間もなく東京にも梅雨がやってくるというふうに思っております。私どもも懸命に、ご意見をいただいて、よりよいものにしていきたいと考えています。

再度のお願いでございますが、委員の皆さまにはぜひそれぞれのお立場から率直なご意見を私どもにいただいて、ご指導いただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（溝口副参事） 本日はほかにも都側のメンバーが同席させていただいておりますので、ご承知ください。なお幹事につきましては、先ほどの別添の資料の中に名簿を付けさせていただきますので、ご確認をいただきたいと思います。

次に配布資料の確認をお願いいたします。東京都震災復興検討会議次第、それから座席表、それからこの後レジュメになってございますが、資料1の1、2の1、3の1、別添の1と、こういったレジュメになった資料がございます。不足があれば申し出ていただきたいと思いますのですが、大丈夫でございましょうか。

それでは本会議の趣旨について、簡単にご説明したいと思います。本会議の設置につきましては、副知事を委員長とする東京都震災復興検討委員会の検討事項に関しまして、都民の立場を踏まえた、専門的見地からのご意見、助言をいただくことを目的とさせていただきます。

運営につきましては、東京都震災復興検討会議設置要綱というのがございますけれども、この第5で「会議に座長、副座長を置くこと」とされております。座長は委員の互選により選任することとなっておりますので、座長の選任をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○佐藤委員 よろしければ私から推薦をさせていただきたいと思っておりますけれども、中林先

生に座長をぜひお願いしたく、ご推薦したいと思います。中林先生は私から申し上げるまでもなく都市防災の第一人者で、この震災復興検討会議が設立されたときからの委員で、今ご説明があった復興マニュアルの作成なども中心になって助言をなさっております。

それから、今区市町村で地域協働復興模擬訓練というのを地元の方々と行政と専門家が一緒になってやっておりますけれども、そういうものも支援なさって震災復興対策を中心になって進められており、これまでも2期にわたって座長を務められておまして、ぜひ引き続き座長を引き受けていただければと思います。いかがでしょうか。

(拍手)

○事務局（溝口副参事） ありがとうございます。中林委員、座長席にお移りいただきたいと思います。これ以後の会議運営は中林座長にお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。では中林先生、ごあいさつをお願いしたいと思います。

○中林座長 ただいまご推薦で皆さまからの支持をいただきまして、引き続き座長を続けさせていただくことになりました、中林と申します。

震災復興ということで大変な事柄ではあるのですが、特に東京では日本の首都でもあるということも踏まえて、災害発生直後の対応の問題というのも非常に重要であり、また事前の震災対策、防災対策というのも重要なのですが、同じように、あるいはそれ以上に震災復興というのが大事な課題なのではないかなと思っております。

それは首都ということの特殊性を踏まえますと、東京の復興の遅れというのは日本全国にさまざまなマイナスの影響を与える可能性がありますし、さらに国境を越えて、世界に対して思わぬ負の影響を及ぼす可能性もあると考えられるからです。そういうことで、復興についても事前に検討しておこうということでこの復興検討会議というのが立ち上がり、今日迎えて第15回ということになっているかと思えます。

3年前ですか、東京都でも地震の被害想定を公表されておりますけれども、最悪のパターンでいきますと、被害の量というのは阪神大震災全体の4倍から5倍ぐらいの建物等の被害が出る。そこからいかに復興するかということを考えなければいけないわけですが、その量の大きさ、それから迅速さというスピードの問題、さらにどういう質を目標に復興するのかと。人口はこれからあまり増えない時代に入っていく、あるいは日本全国で見ると人口が減る時代に入ってきますから、たぶん量の復興ではなくて、いかに質の復興を実現するかということが、一人一人の被災者にとっても大事な課題になるのではないかなと思っております。

そのようなことを実現するために、事前にいろいろと復興についても検討をし、対策を講じておこうという趣旨でこの復興検討会議が設置されていると理解しておりますので、ぜひ皆さまの知恵を出していただいて、よりよい復興の事前対策が検討できる場になればと思っております。わたし一人ではどうにもならないのですが、みんなの知恵を集めれば、3人集まれば文殊の知恵というのがもっと居るわけですから、文殊の複数の知恵ぐらい集めて、よりよいものにできればと思っておりますので、よろしくお願いします。ちょっとまとまりのないごあいさつで失礼ですけれども、よろしくお願いいたします。

それでは、ここからわたしが議事を進行しなければいけないのですが、最初に副座長の指名をしなきゃいけないんですかね。副座長ですけれども、前期もお願いしておりました、住民参加のまちづくりとか、住民主体のまちづくりということについて実践的に研究され、造詣も極めて深い佐藤滋先生に副座長をお願いしたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

(拍手)

ありがとうございます。それではよろしくお願いいたします。

それでは次第に従って進めさせていただきたいというふうに思います。最初に報告事項が2点、検討事項が1点ということになっておりますので、最初に報告事項をお願いしたいと思います。「平成20年度震災復興の取り組みについて」、まずこれを最初をお願いいたします。

○事務局（溝口副参事） 20年度、21年度と、両方一緒にまとめて説明してよろしいでしょうか。

○中林座長 はい、結構です。

○事務局（溝口副参事） それではまず、20年度の取り組みについてご説明をしたいと思います。20年度の取り組み状況につきましては、前回2月5日に開催いたしましたこの会議において一度ご説明をしておりますが、今回新規に就任された委員さんもおられますので、再度概略を説明したいと思います。

資料1の1をお願いいたします。震災復興関係の会議の開催状況につきましては、1の表のとおりであります。区市町村震災復興標準マニュアル作成のため、検討会議のほか、区市町村向け震災復興マニュアル作成特別部会5回、勉強会を2回開催しております。

続きまして、資料1の2をお願いいたします。前回の会議でご説明いたしました区市町村震災復興標準マニュアルが、今回正式なマニュアルになりました。お手元の緑の表紙の

冊子がマニュアルになります。作成過程では検討会議から貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。また、ご提案いただいた索引も巻末に追加しております。今後とも継続的な改善を図るとともに、区市町村の震災復興マニュアル策定促進のための支援を行ってまいりたいと思います。

資料 1 の 3 をお願いいたします。東京消防庁と共管で、平成 19 年度、20 年度の 2 カ年にかけて実施いたしました地域防災力向上事業の概要でございます。平成 19 年度、20 年度ともに 5 地区ずつ、計 10 地区で、防災マップづくり、講習会などの事業を展開してまいりました。墨田区太平連合町会と災害時支援事業所との応援協定が結ばれるなど、具体的な成果も上がっております。今後は事業の成果を検証し、地域の事業所と住民の連携強化の検討など、地域防災力の向上を図ってまいりたいと考えております。

資料 1 の 4 をお願いいたします。平成 20 年度の都市復興模擬訓練であります。都市整備局の主催により区市町村の担当職員を対象として、震災後の都市復興を円滑に進めるため、「東京都震災復興マニュアル、都市復興編」に定められた手順を実践し、習熟を図る目的で実施いたしておりました。20 年度の対象地域は足立区千住 1 から 5 丁目で、内容としては、4 回の模擬訓練の実施などでございます。成果発表会では、首都大学東京、工学院大学、災害まちづくり支援機構などの専門家の助言、協力をいただいております。

次に資料 1 の 5 をお願いいたします。「平成 20 年度の震災復興シンポジウムについて」であります。こちらも都市整備局の主催で「地域コミュニティに根ざしたまちづくり」に焦点を当て、都民参加により、東京都における都市復興について都民に意識啓発を図る議論を展開することを目的に、約 360 名の参加により、12 月 17 日に都庁で実施いたしました。パネルディスカッションでは座長の中林先生にコーディネートをお願いし、また基調講演では早稲田大学伊藤教授に、「東京の都市復興をどう考えるか」と題して講演していただきました。アンケートでは震災復興の取り組みについて、「多くの人に周知することが必要である」、「このようなシンポジウムを続けてもらいたい」、「地道な PR 活動を期待する」などが寄せられております。

続きまして、資料 1 の 6 をお願いいたします。災害復興まちづくり支援機構との連携についてです。こちらは 7 月 16 日に「第 2 回専門家と共に考える災害への備え、企業復興編」と題して、支援機構、東京都、東京商工会議所共催で、約 380 人の参加により都庁で実施いたしました。第 1 部では被災企業の体験報告、第 2 部では災害復興時の事業継承や BCP の策定について講演を行いました。

続きまして、資料 1 の 7 をお願いいたします。平成 21 年度国への提案要求であります。震災復興対策の推進について、内閣府や国土交通省など関係省庁に対して、例年と同内容の要求を 6 月に行っております。20 年度につきましては以上でございます。

続きまして、21 年度の取り組み予定についてご説明いたします。こちらも 2 月の会議で報告を行っておりますので、概略についてご説明いたします。

まず、資料 2 の 1 をご覧ください。都・区市町村連携によるマニュアルに関する検討課題であります。今回策定いたしました標準マニュアルの検討過程で課題とされました、こちらに記述してありますが、家屋・住家の被害状況調査や応急危険度判定など各種調査業務の効率化、家屋・住家の被害調査への専門家による協力体制、あるいは災証明の円滑な発行のための都税事務所や東京消防庁など関係機関の連携体制や証明発行事務の在り方などについて検討し、指針等の作成を図っていきたくと思います。本件については、2 の協議事項でさらに詳しくご説明をさせていただきたいと思っております。

次に震災復興標準マニュアルの継続的な見直しであります。引き続き必要な改正を図ってまいります。

3 番目として、区市町村に対する支援であります。資料 2 の 2 をお願いいたします。こちらはすでに実施済みの事業であります。区市町村標準マニュアルの区市町村職員向け説明会を 5 月 27 日に開催いたしました。今後とも区市町村でのマニュアル策定や改善が進むよう、積極的に支援をしてまいります。

次に区市町村に対する助言ですが、マニュアル作成や復興模擬訓練の実施に必要な助言を行うなど、これも引き続き支援を行ってまいります。

資料 2 の 3 の都市復興模擬訓練および次の 4 の震災復興シンポジウムにつきましては、都市整備局市街地整備部の藤田企画課長より後ほどご説明いたします。

続きまして、災害復興まちづくり支援機構との連携ですが、2 の 4 をご覧ください。今回で 3 回目となる支援機構との共催の首都直下シンポジウムを、「専門家と共に考える災害への備え、地域復興編、今こそ首都直下地震に真剣に向き合うとき」と題しまして、7 月 16 日に都庁で開催をいたします。基調講演とパネルディスカッションのコーディネーターに、中林先生をお願いしております。また、阪神・淡路大震災と新潟県中越地震の事例報告も行う予定でございます。支援機構とは専門家の立場から助言をいただくなど、今後とも連携を強化してまいりたいと思っております。

大変雑ぱくですが、私からの 20 年度と 21 年度の事業についての説明は以上でございます。

す。続きまして、藤田課長よりご説明を申し上げます。

○藤田企画課長 都市整備局の藤田でございます。それでは1枚お戻りになりますが、資料2の3をご覧いただきたいと思います。平成21年度都市模擬復興訓練についてということで、ただ今平成20年度の取り組みをご報告いたしましたけれども、その21年度版ということでご理解いただければ結構だと思います。

2番の訓練の方法でございますけれども、震災復興マニュアルに基づきまして、震災直後に被害概況調査を行い、それから復興まちづくり計画策定までというそれぞれの各復興のプロセスにつきまして、図上および実地、これによりまして区市町村職員とともに協働訓練で作業を行っていきたいと思っております。

今年度の対象地域は、品川区の豊町3から5丁目および二葉1から3丁目地内でございます。ここは後ほど東急大井町線の、大井町の次の駅が下神明という駅でございますけど、そこから戸越公園、中延という3駅、だいたい2区間の線路の南側の地区でございます、木造密集住宅地域でございます。この地域の特徴といたしましては、この中の都市計画道路未整備のものが、1本補助線が入っております。一部区間は現道を拡幅して、一部区間は現道がないところに計画線が入っておりますのでございますけれども、そういうエリアにおいて震災復興の絵をどういうふうに描いていくかということの一つの特色として、この地域で勉強してみたいと思っております。昨年と並びまして、首都大学東京および工学院大学の協力を受けながら進めていきたいと思っております。

今年度のスケジュールでございますけれども、実は本日の午後1時半より、都庁の隣の第二庁本舎のほうで復興の担当者連絡会というのをさせていただきまして、右の内容に書いてございますけれども、座長の中林先生にも講演をしていただいたということでございます。先生、どうもありがとうございました。この後は7月に実地訓練を含めまして、実際に品川区の対象地域を歩きましてまち点検をして、それから復興まちづくりの計画原案あるいは第一次建築制限図の作成などを行います。引き続きまして9月、10月と合計4回行いまして、最終的な成果を出したいと考えてございます。また、震災復興シンポジウムにつきましては、12月あるいは1月に開催したいと考えてございます。以上でございます。

○中林座長 平成20年度の取り組み、それから平成21年度、今年度の取り組み予定ということで、資料1、資料2の説明をいただきました。ご質問あるいはご意見等ございましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次の審議

事項がございますので、報告事項として承ったということにさせていただきたいと思いません。

それでは審議事項ですけれども、「家屋・住家被害状況調査等の効率的な実施に係る検討について」、資料の説明を最初にいただき、その後ご意見等を承りたいと思います。資料説明をお願いいたします。

○事務局（溝口副参事） 私のほうから説明させていただきます。家屋・住家被害状況調査等の効率的な実施に係る検討について、先ほど 21 年度の取り組み予定でご報告いたしました。区市町村震災復興標準マニュアルの作成過程におきまして、区市町村に意見照会を行いました。被害状況調査やり災証明の発行について、多くの意見が寄せられております。

資料 3 の 2 をご覧ください。区市町村からのご意見の抜粋でございます。被害調査の関係では、「り災証明の発行までのトータルな検討、整理および標準化が必要ではないか」、また「応急危険度判定と家屋被害概況調査等、類似の調査の効率的な実施が必要ではないか」、さらにマンパワーの不足やマニュアルの充実、訓練の実施などについて意見が寄せられてございます。り災証明の発行では、「再調査や調整会議の流れや具体的内容について明確にしてもらいたい」、また区部においては、「都税事務所の固定資産関連情報の提供の時期や方法について具体的にしてほしい」などの意見が寄せられてございます。

都としても、被災者の生活再建に直結するり災証明の発行や、その前段として被害認定を行うための被害状況調査について、いかに迅速かつ円滑に行うかは東京都全体での復興、復興の大きな課題であると認識しております。今年度は被害状況調査等の効率的な実施に向けた検討を行いたいと、このように考えております。

まず、東京都の現状についてご説明したいと思います。被害状況調査等に係る計画等は、資料 3 の 1、2 の現状のとおりでございます。

資料 3 の 4、3 の 5 のほうをご覧くださいと思います。3 の 4 は、現在都の震災復興マニュアルおよび区市町村震災復興標準マニュアルに記載してあります区市町村が実施する、家屋・住家被害の把握に関する調査からり災証明発行に至るまでのフロー図でございます。縦に応急危険度判定、家屋・住家被害状況調査、り災証明発行という業務の区分がありまして、横にそれぞれの具体的な事務について時系列で記載してございます。

まず一番上の応急危険度判定については、余震などによる二次災害を防止する目的で行うものですが、発災後 1 週間以内で実施することを、東京都地域防災計画の減災目標ある

いは震災復興マニュアル等で定めてございます。建築士などにより実施され、判定結果としては赤が危険、黄が要注意、緑が調査済みで当面安全という3種類の用紙を、誰でも見える位置に張ってくるということになってございます。

応急危険度判定の実施体制については都としても整備を進めており、平成7年度より防災ボランティア制度として応急危険度判定員の養成のため、登録者数1万人を目標に毎年講習会を行っております。現在8,500人余りの民間の建築家などが登録されております。発災時は各区市町村から登録されている判定員に連絡し招集をかけるほか、都や他県からの応援により対応するという計画になってございます。

次の家屋・住家被害状況調査については、大きく分けて3つの目的があります。一つは、都内全体の被害状況を把握するとともに一般公表すること。2つ目は、り災証明を発行する際の基となる被害認定を行うこと。3つ目は、復興地区の区分や建築制限をかける範囲など、都市計画の方針、計画を立てる際に必要なデータとして活用することです。

調査としては、発災後1週間以内に行う第1次調査があります。これは被害の概況を把握するもので、その後の黄色い矢印の流れのように、第一次建築制限や都市復興基本方針につながってまいります。

真ん中の青い大きな枠の第2次調査は、火災によるものは消防が行いますが、地震で倒壊した建物については区市町村が行うこととなります。この調査の結果が下に伸びる緑の矢印の流れになり、全壊、大規模半壊などの被害認定になり、り災台帳の作成資料となります。また、この調査が1カ月以上かかる場合、復興対象地区を早期に設定する必要から、簡易な代替調査が行われることとなります。この調査の結果ではり災台帳の資料とはならないことから、第2次調査は引き続き実施していくこととなります。

区市町村はり災台帳を基にり災証明を発行することとなりますが、この証明はフロー図の右下にある各種被災者支援策の必要な書類となっており、できるだけ早期に発行することが求められているということでございます。また、被災者がり災証明の内容に満足できない場合は、さらに第3次調査を実施するということとなります。これらの調査の判定方法は第2次調査の枠内に米印で記載しておりますが、国の運用指針を参考に区市町村がそれぞれ定めることとされております。

これらのことから、現状の主な課題は右上の枠をご覧くださいと思いますが、まず被災者支援策に結び付く第2次調査を、都内270万棟について、できるだけ迅速かつ再調査が増加しないよう正確に行う必要があるということでもあります。そのためには調査結果

が区市町村ごとにばらばらとならないよう調査判定方法の標準化を検討するとともに、大都市東京の実態に合った若干簡易な方法の検討も行う必要があると考えます。

次に、応急危険度判定や都市計画関連の調査など、複数の調査を同時期に実施しなければならないということがございます。そのため、できるだけ内容の重複を避け、被災世帯の負担なども配慮しながら、効率的に各調査を行うよう検討を行うことが必要であるというふうに考えます。これについては国の動向も見ながら内容を検討していくことが必要であると考えております。

3つ目としましては、マンパワーの問題であります。第2次調査の要員は、区市町村職員が主体となります。しかし区市町村の職員のうち、建築などの知識を持っている職員が少ない、また23区においては固定資産税事務を都税事務所、東京都で行っているため、過去の震災において中心となっておりました税務職員が十分に確保できていないという側面がございます。これには都職員の派遣体制について具体的な検討を行う必要があるということのほか、建築士、土地・家屋調査士など民間の専門家の活用という観点で、災害復興まちづくり支援機構と連携するなどの対応を検討する必要もあると考えております。

最後に、建物の情報と複数の調査結果を一元的に管理できるり災台帳を、いかに整理するか、データベース化していくかということがございます。台帳の具体的な項目や入力の手順、時期、方法について、調査の整理と併せて行う必要があると考えております。

次に資料3の5をご覧ください。3の4でご説明した応急危険度判定第1次調査、第2次調査に加えて、事業所の被害調査や被災者の生活実態についての調査、これらも含めまして、震災時の被害状況の把握に係る調査の一覧を表にしております。いずれも発災後近い時期に行うことになっておりますので、被災区市町村の人員体制あるいは調査を受ける被災世帯、こういった人たちのことを考えますと、優先順位を付けながら対応することが必要になってまいると考えております。

次に、国の動きについてご報告させていただきたいと思っております。資料3の6をお願いいたします。「災害に係る住家被害認定基準運用指針の見直しの骨子、案」でございます。平成19年度の被災者生活再建支援法の改正の際に、国会で支援金給付等の前提となる住宅の被害認定については、浸水被害および地震被害の特性に鑑み、被害の実態に即して適切な運用がなされるよう検討を加えることとの附帯決議がなされております。

これを受けて内閣府は、災害に係る住家の被害認定基準運用指針の見直しも視野に入れた検討を行うため、学識経験者や自治体関係者をメンバーとした検討会を設置し、これま

で昨年10月と本年3月に2回の会議が開催されておりました。この検討会のメンバーには、本検討会議の杉山委員も参加されております。

お手元に配布いたしました「災害に係る住家被害認定基準運用指針の見直しの骨子、案」は、5月29日まで内閣府においてパブリックコメントを行っていたものであります。地震に係る内容といたしましては、1の運用指針の構成では、これまで地震等と浸水の2編構成であったものを地震、水害、風害の3編構成にしたこと、2の調査方法では、地震では3段階の調査フローを第2次調査までの2段階にしたこと、第1次調査では応急危険度判定の結果を参考とすることが明記されたということなどであります。

3の判定方法では、一見して全壊と判断できる場合の追加として例示を挙げております。②の例示においては、「ア、建築物の全体または一部の崩壊、落階」、「イ、建築物全体または一部の著しい傾斜」、この表記は応急危険度判定調査表の「一見して危険と判定される場合」の表記とまったく同様でありまして、応急危険度判定との連携を示唆しているように思います。

4ページの④では、一般の壁と耐力壁の区別が難しいことから、壁の部位別構成比を全体の80パーセントとして第1次調査の概観で行うこと等が変更点となっているということだと思います。国の動きにつきましては、概略でございますが以上でございます。

ただいまご説明いたしましたこれらの状況から今後の検討課題といたしまして、大きくは3の1の3をご覧いただきたいと思いますが、ここに掲げました2点となると考えております。一つは、家屋・住家被害状況に係る調査の効率的な実施のための指針の作成、もう一つは、り災証明の円滑な発行に係る検討であります。

検討体制の案としまして、資料3の7、3の8をご覧いただきたいと思いますが、これまで区市町村標準マニュアルを検討していた特別部会がなくなりましたので、その代わりに、資料3の7の一番下の網掛け部分のところでございますけれども、新たに「家屋・住家被害状況調査等の効率的な実施に係る特別部会（仮称）」を設置しまして、都関係部局、それから区市の代表が参加して検討してまいりたいと考えています。

スケジュールとしては3の8にあるように、部会を5回程度開催しまして区市町村への意見照会や、中越や能登など実災害で対応した市町村の職員、あるいは実際調査した方々から体験や意見を聞くなどということも行いまして、実践的な内容にしてまいりたいと考えております。なお、課題の範囲が広いことから、21年度は被害状況調査に係る検討を、22年度はり災証明に係る検討を中心に行ってまいりたいと考えております。

以上、検討事項「家屋・住家被害状況調査等の効率的な実施に係る検討について」の説明を終わります。以上、ご検討をよろしくお願いいたします。

○中林座長 ありがとうございます。ただ今説明いただきました家屋・住家被害状況等の調査というのは、復旧、復興のいわばスタートラインをどういうふうを設定するかという重い課題というように思います。

阪神大震災以降いろいろな制度が展開されてきて、ある意味ではこの被害状況調査もやや複雑化の方向に向かっているところもあるのですが、そうした観点も含めて、観点というか、そうした点から震災復興に関連して最新の国の動向について、最初に少し杉山委員からご意見があればいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○杉山委員 はい、分かりました。3の4のフロー図を見ていただければと思うのですが、事務局のほうからご説明がありました、いわゆる災証明をどうスムーズに発行していくかということについて、現在「審査指針」という被害状況の指針が国のほうで定められておりますけど、その見直し作業が約2年間かけて行われました。

1年目の作業は、この黄色い「災害に係る住家の被害認定関係資料」、内閣府の数字が9と書いてあるところをごさいます、この9のところには被害認定業務の実施体制の在り方についての事例と例示というのが、これが一昨年出されたものであります。これで何を意図しているかといいますと、現実の被害認定が行われる場面をもう少し区市町村の方や関係者にリアルに理解していただきたいということで、災害が起きて以来どういう状況が場面として出現するかということについて、イメージを起こしていただきたいということで作られたものであります。

内容的には見ていただければいいと思いますが、それぞれどういう場面で、この中で課長A、係長B、係長Cなんていうのがありますが、実際の業務の中でどういう議論がされるだろうか、どういう疑問がわいてくるだろうか、どうしたらいいだろうかというようなことを、いろいろと場面を想定してまとめたものでございまして、これは一昨年全国の都道府県にお配りされて、公表されているものでございます。

それを受けまして、本年度につきましては、資料の3の6にあります具体的な認定基準の指針の見直しの作業を昨年1年間行いまして、5月からパブリックコメントがなされている内容がこの資料の3の6だと思います。

幾つかの議論があるわけですが、私のほうからちょっとご説明しておいたほうがいいかなと思います点は、資料3の6の1ページ目の調査方法の地震のところでございますけれ

ども、この地震の住家被害の調査を1次調査、2次調査の2段階で実施するというので、1次調査は、外観の損傷の目視による把握や住家の傾斜あるいは主要構成の損傷程度の目視による被害（把握）で行う、2次調査は、建物の中に入ってさらに住家の主要な構成要素ごとの損傷割合、損傷程度を加重平均して出すというような仕組みになっております。

この1次調査と2次調査と言っているものは、資料の3の4の、A3の大きいものの、いわゆる2次調査と言っている。この3の4の資料では第1次調査が概況調査と言っていますがそうではなくて、国のほうの見直し方針案では、資料3の4の青色の大きい太い2次調査の中身が資料の3の6で1次調査、2次調査というふうに分かれたという関係になっていますので、従来国のほうの1次調査、2次調査というのは1次判定、2次判定と言っておりましたが、ちょっとご迷惑ですね、言葉遣いが変わりました。そこら辺が資料3の4の2次調査の中に、目視でぱっとやる調査と内部に入って部位別の損傷割合の加重平均で出すやり方と2通りに整理されたということが、一つ調査方法の変更としてございます。

資料の3の6でご理解いただければよろしいかと思うのは、2ページから3ページ目にかけて、応急危険度判定との連動がずいぶん議論になりました。基本的には2ページ目の(2)の応急危険度判定との連携の①と②でございますけれども、とにかくせっかく応急危険度判定が1週間以内にだーっと入って、これはその住宅に居ても大丈夫なのか、避難場所のほうに行っていたかかないと余震がきたときに危険な目に遭うかどうかということを判定するものですが、できるだけスムーズにやらなきゃいけないのですが、そのデータはきちんと次のステップのところに活用できるようにデータの共有を図っていくことが非常に大事だということが、議論として出された一番大きなポイントでございます。そういう意味で、り災証明側も応急危険度判定の結果を参考にすることができるということが、指針の中に明確に書かれます。

それからステッカーが張られた場合に、判定結果、なぜ赤か黄色か青かという判定の内容がステッカーに書かれますけれども、り災証明を発行する側の方はその内容を確認してくださいということです。応急危険度判定の場合には、外部からの建物被害、つまり隣の家が崩れかかってきて危ない場合と、建物そのもの、住宅そのものの残存体力がなくて余震でつぶれそうになる場合と、両方の場合を赤紙で張りますけれども、外からの建物が、隣の建物がよたれかかってくるから危ないのではなくて、その建物自体に残存体力がないので危ないということがコメントの中にきちんと、赤紙の場合張られることになっていま

すから、そういう中身を確認していただきたいということでございます。

2 ページの下のほうに、り災証明の判定の仕方といたしまして、基礎に著しい損傷がある場合と、②として「全壊として判定できる例示として」ということで、3 ページ目の一番上でございますけど、先ほど事務局がご説明されましたように、り災証明の発行の側が応急危険度判定の赤と判定したものについて活用できるということが、指針の中にはっきりうたわれるということでございます。赤紙が張られた場合に、建物自体の体力がなくて倒壊する危険があるといった場合については、り災証明の側は応急危険度判定の結果をもって全壊扱いにしていっていいということが指針の中にうたわれるということでございます。そこらあたりのことが、今回の応急危険度判定とり災証明の連動の問題として整理されたということでございます。

本来、応急危険度判定は1週間から10日ぐらいで、その場に居るよりは避難所に行くって下さいということをお勧めするためのものですが、中越地震の場合などで余震が1カ月半ぐらいずっと続いたために、り災証明の発行と応急危険度判定の実施が現場で重なってしまって混乱したというような経験がありまして、今回そういう整理がなされたということでございます。

今後、特別部会を都のほうがつくられて、り災証明の発行の在り方について検討される時にご検討されればいいのではないかと思う点を1点申し上げますと、いわゆるり災証明の2次調査の段階では、主要構成部の損傷程度を5段階に分けて加重平均をする仕方になっているのですが、主要構造部の損傷程度を5段階に分けるとするのは、相当現場では難しいのではないかという議論が内閣府の委員会の中でもありました。それについては、内閣府としては今までのいきさつと、工学的と言いましょいか、エンジニアリング上5段階の分類を今3段階に変えるということはなかなかできないということでそのまま維持されましたけれども、実際に応急危険度判定を手際よく進めていくためには、主要構造部の判定の在り方について少し区市町村ごとに工夫があってもいいのではないかなという含みが残っておりますので、そのあたりを特別部会が設けられるということなのでご検討されればよろしいのではないかなというふうに、これは私の個人的な感想でございます。以上でございます。

○中林座長 ありがとうございます。何だかますます複雑になったような気もしないでもないのですが、それでは遠慮なくご質問とかご意見を承りたいと思いますが、いかがでしょうか。はい、どうぞ。室崎委員お願いします。

○室崎委員　むしろこの質問は、杉山委員にお聞きしたほうがいいのかも分かりませんが、今ご説明のあったことに関連なのですが、応急危険度判定の情報を次のり災証明というか、被災者の認定に使うという考え方そのものは僕もそれで大賛成だと思うんですね。ただ、応急危険度判定とり災証明では目的が違うわけです。これは杉山さんも、みんなよくご存知で、応急危険度判定というのは二次災害、次の余震その他がけ崩れで、その住家の中に居ると災害に巻き込まれる恐れがあるから、そこに入るのは好ましくないというものは赤い紙を張るわけです。

その前に、その一つの理由は、完全にり災証明でも全壊と認められるものは当然含まれる、全部焼けているものは応急危険度判定の場合、そのとき赤を張るのかどうかよく分かりませんが、全部焼けていると（笑）。赤を張る。それは二次災害の恐れがあるかどうかと疑わしきは赤を張るということで、ちょっと分からないものはみんな赤を張っていくわけです。

ところが、り災証明のほうは財産価値ですね。必ずしも構造的な問題だけではなく、財産価値の損失具合で大きな被害を受けた人にはそれ相応の支援をするという趣旨ですから、壊れているという判断だと思うんですね。そうすると、目的が違うのに応急危険度判定で赤を張って、そこで杉山さんの意見にもあるメモをよく読みなさいと、メモを見て、これはり災証明書が赤だから赤ですよというものなのか、例えばこれは地盤が動くかもしれない、家はちゃんと建っているんだけど地盤のことがよく分からないからとか、隣の家が倒れ込んできているとか、あるいは中の状況がよく分からないとかで赤が張ってあるものもあると。

それを今度は、り災証明の人はそれを見て判断しなさいといったときに、どういう情報の受け渡し、要するに応急危険度判定の赤がそのままり災証明の赤にはならないわけですから、そこでまたさらに選別をするんですけども、その情報を活用すると言うんだけど、どういう場合にどういうふうにやるのか、その活用の、ちゃんと情報の受け渡しのルールなりシステムができていないと、またそこで混乱が起きるような気がいたします。

私の意見は、そこからボランティアの作業と自治業務の作業の違う判定をどうしてくっ付けるか、一番正確な受け渡しは応急危険度判定をした人がそのままり災証明をすればそれは正しく伝わるわけだし、かつ専門家が見ているのでよく分からない人が、よく分からないと言ったら失礼ですけど、十分訓練をされていたとしても前後の担当の人が判断するよりひょっとしたら正しい判断ができるように思いますので、趣旨はいいんだけど、

その情報の受け渡しのシステムをきちんとしておかないと、また同じ混乱を生むかもしれないと思っております。そのあたりをどう考えるかということ。以上です。

○中林座長 えっと……。

○杉山委員 ちょっと誤解がありましたから少し訂正しておきます。資料3の6の3ページの上ですけど、赤を張ったものがり災証明では即全壊ということではないのです。り災証明を発行する側は発行する側のお立場として、今先生がおっしゃったような、エンジニアリング上の判断といわゆる財産価値上の判断の違いがありますから、り災証明の発行する趣旨に従ってやってくださいという原則は何も変わっておりません。

ただ、②のところ、り災証明を発行するときの全壊と判断できる場合の例示として、「一見として住家全部が倒壊している場合には、次のアまたはイに該当する場合が含まれていることを明記する」ということで、「建物全体または一部の崩壊・落階」、「建物全体または一部の著しい傾斜」、この判定項目がり災証明の全壊の判定項目の中に明記されるということなんですね。実はこの表現は応急危険度判定の赤紙を張るときの判断の、幾つか判断があるケースの一つになっているということですね。

○室崎委員 分かりました。

○杉山委員 ですから、そういうことの整理がなされたということ。

○室崎委員 応急危険度判定がその時点では実質り災証明に近い判定というか、コメントを付けて帰るということですよ、その受け渡しは。

○杉山委員 そうですね。

○室崎委員 応急危険度判定士がアとかイとかということを書くということで、アと書いていたり災証明の場合は全壊扱いをします。そういう理解……。

○杉山委員 してもいいということです、り災証明を出す側の人が。

○室崎委員 分かりました。

○中林座長 2番目の、室崎委員のほうから応急危険度判定士という建築の専門家が行うという応急危険度判定と、それから財産評価ということから、従来ですと税務担当者が被災程度を判定するという被害調査ですね。建築専門家のほうがむしろ、5段階というようなことになれば見ていただけるといいのではないかと。被害の量の問題も含めてあるかと思うのですが、その辺の議論というのは何かあったのでしょうか。つまり、判定士は判定しかやらないということ。

○杉山委員 り災証明を出す体制をどうつくっていくかというのは非常に大きなテーマで、

原則区市町村が自治事務の中でやりますから、どういう体制を取るかということについては区市町村あるいはそれを指導される都の非常に大きなテーマだと思います。この体制をどう組むかということについては、それぞれの区市町村のほうで体制をつくっていくということが必要だと思います。

私がかかわったことの中の一つで、兵庫県がり災証明を発行する体制をどう進めるかという検討を進めたときに、私もその中に加わって議論をしたのですが、兵庫県の場合は「家屋被害認定士」、そういう仕組みを兵庫県独自でつくられたんですね。それは通常県知事が市町村の職員を任命するというちょっと自治法上はイレギュラーなやり方なのですが、県と市の中の大きな話し合いがあってそれができたんですね。県が市町村の職員の方を研修するんですね。きちんとした研修プログラムが全部できていまして、実地検証もやるんですね。そういう研修を受けた方、これはべつに市町村の職員ではなくて民間の方もその研修を受けられるようになっているのですが、それに対して知事さんが家屋被害認定士という称号と言いましょか、名誉ですけど、それを与えて、いざとなったときにはやってくださいというような体制をつくる仕組みを、兵庫県の場合は創設されました。

ちょっと余談ですけど、り災証明というのはもともと自治法の、地方自治の固有なサービス業務として行われていたものが、ご存知のように被災者生活再建支援法的全壊、半壊、大規模半壊の判定のお金を申請する申請書に、り災証明を添付という仕組みになったのです。これは私の個人の感想ですけど、本来、被災者生活再建支援法がつけられて税金が扱われるのであれば、誰がどう判定するとかどうい判定基準を設けることは、通常であれば政令とか省令できちんと書き込むのが普通の法律体系なんですけれども、残念ながらいろんな議論があって、諸情勢があってそういう仕組みにならずに、従来実際上のサービス業務として行われていたり災証明が、再建支援法のお金の申請手続きの中に組み込まれたということだと理解をしていただきたいのです。

ですから、本来り災証明は自治事務の固有業務としてあるものをどうするかというのは、自治事務そのものの責任としてやらなきゃいけないことだと思います。再建支援法の法律の政令や省令で、誰がどのような基準でというのを決めるのは非常に難しいという国会の判断もあったのではないかなと推察しますけれども、兵庫県はそういう状況を受けて、非常に苦労しながらそういう制度をつくったということです。

東京都さんの場合も、先ほどのお話で税務職員の活用ということになると、区と市町村

の場合で違いがあり、区には都税事務所があって、どういうふうにもその方々が区の応援をするかとか、あるいは広く民間の方の応援をどう取るかという体制は、まさにこれからどうするかということを議論される必要があるのではないかなと思います。

○中林座長 ありがとうございます。兵庫県の家屋被害認定士というのは、実際に阪神大震災のときに間に合っているんですか？

○杉山委員 いいえ。

○中林座長 それともその後にこの制度をつくって、実際には水害か何かで、豊岡の水害とかあれで活躍されたと。

○杉山委員 そうです。震災後に作られた制度です。そしてその後起きた水害には大変活躍されました。

○中林座長 そうですか。これはぜひ都のほうで少し兵庫県のその制度を調べていただいて、少し仕組みを考えてみるということかなと思いますね。

はい、大杉委員どうぞ。

○大杉委員 よろしいですか。すみません、いつも欠席するか中座するかで申し訳ない。

○中林座長 (笑)。

○大杉委員 途中出させていただきますので。ほとんど今のご発言のご意見の中で出てきた話なのですが、当然こうした事務を進めていく上で人に着目するということと、やはりあと組織ということになってこようかと思っておりますので、現に今のところ区市町村のほうでこれらのそれぞれの調査などに当たって、どういう所管になっているのか、あるいは想定されているのか、あるいは全然考えあぐねている段階なのかということと、今阪神・淡路の話であるとか、あるいは中越のときにどのような対応をしていて、例えばそれぞれのり災証明とその前の段階の判定などについて、それぞれの所管をどういう関係にしていると、どういうメリット、デメリットがあったのかというのをきちんと検討しておく必要があるのかなという気がいたします。

今お話もありましたように、特に税の関係で、特別区のほうですと固定資産に関するノウハウはそもそもないということにもなりますので、そうしたところで実際にそういう場合にどれだけの人が行っているのか、実際ノウハウがあるとしても、例えばそういう固定資産税の評価補助員みたいな人が実際に家屋の危険度判定の調査とかにかかわっているのかどうかというと、これわたしは実際よく分からないんですけれども、いったいそこでの人のやり取りがどうなっているのかというのを幾つかパターンが分かるように例示してい

ただき、先ほど実際の法律の中では、政省令では細かく規定されていないということは、ある意味でこれは分権という流れでは、私個人ではいいとは思っているんですけども、こういうような事柄に関しては一定の方針がなければ対応がきちんできれないということでもございますので、そうしたことが分かるような、例示的にモデルケースを示すということは非常に重要じゃないかということをお願いさせていただきます。

○中林座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

そもそもという話のところなかなか難しいのですが、それでもたぶん応急危険度判定と被災度判定のほうを連動させることによって無駄が省けるのですが、応急危険度判定と被災度判定が違って来る、つまり誤解なんですけれども、赤紙というのは全壊というふうには被災者というか一般の人は受け取ってしまって、り災証明の被災度判定のときには、あなたのところは全壊じゃありませんという話が出されると、そこを解きほぐしていくというのは非常に、ある意味ではこじれちゃうとなかなかややこしい話になりかねないんだと思うんです。それも含めてなるべく応急危険度判定を都民にも正しく理解してもらい、被災度判定というのはどういうものかということも都民にも正しく判定してもらって、それは目的が違うんだということと、なぜ違ったかということもきちんと説明するようなマニュアルというのが大事だと思うんですね。

先ほどの3ページのところの、使う場合にはこういう項目だけ使うんですよということは、逆にあの項目が入っていない赤い紙というのは別に被災度判定をしなきゃいけないということなので、都の役所のり災証明の窓口には、実はアとかイと丸付けてあるものだけの情報ではなくて、この建物は応急危険度の赤が張ってあるけどそういう理由じゃなかったんだということを、その話し合いの場で行政側もある意味では持っていないと、おれのところへ来いみたいな話がどんどん出てきてしまうと非常に混乱を招くことになりかねないような気がしますので、少し連動するやり方というのを、マニュアル的にどういうふうにしてその連動を展開するかということも同時に少し詰めておく必要があるかなと。

とにかく量が半端じゃないことと、東京はちょっとすれば現場へ行けるようなスケールではないということを前提に考えると、かなり周到な情報収集をしておかないといけないかなと思いつつ今お話を伺いました。

それともう1点、きょう資料4の3で、先ほど1次調査とか1次判定とか少し言葉概念が変わったのでそこは修正していただくとして、どれぐらいの必要があるのかということも棟で出していただいたんですけども、り災証明というのは世帯の単位で基本的に出す

わけですので、これが世帯になると、例えば都内 270 万棟なんだけれども、世帯にするとおそらく 400 万世帯とかそういうスケールですよ。ですから災証明としては、申請主義というか要請主義なので全員に発行するかどうかは分かりませんが、そのうち特に持ち家の人が何世帯ぐらいあって、そこはおそらく全部土地の所有をされている方ですね、災証明を受けに来る、たぶん必ず来るだろう。

そのほかのサービスというか、被災者に対するサービスに災証明が必要になると、借家の人も全員災証明が欲しいと。そうすると、おそらく棟数の 1.8 倍とか 1.6 倍、確か神戸だと 1.8 倍ぐらいだったと思うんですけども、そういう量の災証明を出さなきゃいけないと。ですから棟単位の調査を、マンション、アパートは同じ棟に住んでいる人は何世帯あって、それが同じ判定につながっていくような仕組みが必要になってきて、そこから復興へ向けての支援が始まると。

り災者台帳というのは、昔のイメージだと大福帳みたいなイメージですけども、おそらく電子媒体の中でり災者リスト、台帳ができてきて、そこに同じ建物なり同じ所在の世帯というのが、建物の棟の判定というのは同じ判定が適用されるということになるのかなと思うんですね。ただ、同じ所在で、番地で建物が 2 棟あって、1 棟が全壊で 1 棟が半壊だと、家屋番号を間違えないでちゃんと明記できるようになっていないといけないわけですし、今年度の検討の中で、最終的にはそうした仕組みを少し構築する足掛かりをつくっていただけるといいのかなというように思っています。

○室崎委員 ちょっとよろしいですか。

○中林座長 はい、どうぞ。

○室崎委員 わたしばっかりで申し訳ないです。資料 3 の 4 の右上の茶色の中に囲っている課題のご提示で十分だと思うんですけども、少しそれを補足する意味で何点か簡単に申し上げます。

一つはデータの共有化というか、一つの建物を見ているわけですから、被害の情報を見た後データはできるだけ共有化を図っていきたいということなんですけど。その流れの中で言うと実はこの 3 の 4 の下に、俗に言うと住宅の建て替え相談とかそういう相談業務というか、もう少し専門的な被災度区分判定というものは防災計画の業務にないんですけども、でも都民にとってみたらこれは使えるのか使えないのか、あるいはどう処理すればいいのかというようなことのニーズがすごく出てくる。そうすると被災度区分判定の次の住宅相談に至るまで、きちんと情報がオープンになって、みんなが使えるような一つの

情報の共有システムをしないと、たぶんこのあたりのところでもり災証明を発行して終わりという業務ではないので、そういう点を少し考えていただきたい。

それから2番目はマンパワーの問題ですけど、実に膨大な業務になる。だからここは一度模擬訓練というか、震災復興の訓練なんかでやられたというと、どれだけの作業量になるか。これは想像を絶する作業量になります。かつ、それを都の職員が請け負ったら、ほかの仕事が全部渋滞します。

たくさん神戸で問題が出たんですけど、例えば消防の職員はり災証明を手伝えます。火事の現場を知っているからいいだろうと思うけど、単にそれだけであればいいけど、証明書のはんこを押したりいろいろ、それをずっとやっていたおかげで火災原因調査が神戸市消防局はできませんでした。基本的に言うと。原因が消防として、自治体としては原因が分からないままというか、むしろわれわれの大学のデータを少しお借りして書くというような状況が生まれた。本来消防がやることは、これは次の災害に向けてですけど、やっぱりきちんと火災原因調査をやるのが消防の責務としてあるわけですね。そういうことで言うと、いろんな職員がそれぞれ、僕は税務の担当だと言うけど、税務の職員はもっと、ひょっとしたら次のいろんな財産価値の話だとかそういうことで、いっぱい仕事が出てくる。そういう意味で言うと、僕は可能であればできるだけアウトソーシングをする、民間の力を借りるという発想が正しいのではないか。

そうすると民間でもそれだけの能力を持った人をつくらないといけないので、例えば兵庫県で言う被害判定士みたいな制度もあるかもしれないし、あるいは僕の中では、大学の建築学科の1回生の1学期の授業は家屋の被害判定の授業をして、必修でそれを取って、全員建築科の学生がこれに出るということになる、ずいぶんエネルギーが違って、やっぱりそういう外の力もうまく活用する。アメリカはこれ、全部何兆円かで外注します、り災証明も。

そういうことを含めて、できるだけ都の職員は本来の震災復興の被災者のためのやるべき仕事がたくさんあって、やっぱりそれを優先するという考え方も必要なので、どうかたちでアウトソーシングができるか、どういうマンパワー、どこで発掘できるのかということ、ぜひこれは、要するに自治体が全部引き受けないといけないという発想に凝り固まらないで、少しそこは柔軟かく考えられたほうが、僕は実際の場面ではそれはたぶんいいんだろうと思っています。だいたいその2つですね。

あと3つはさっき言ったように、被災者にとってみると、要するに例えばがんになった

患者さんにとってみると、やっぱりいいお医者さんに診てほしいんですよ。偽のお医者さんが来ていいかげんな判断して、あなたは、これは一部損壊ですとか言われて帰られたらたまったものじゃない。そういう意味で言うと、いろんなしがらみがあって、杉山さんから怒られているんですけど、被災者生活再建支援法が基準を示さないでやったからと言うんですけど、やっぱりその300万円がもらえるかももらえないかが懸かっている判定業務なので、たぶんこれからもっとクレームが出てくるような感じ。そこはきちんと科学的に、プロとしての説明責任も果たさないといけないので、相当この判定をするためには、僕はある程度訓練とかトレーニングだとか、そういう専門性を高める。わたしの意見は、建築士会とか大学の建築学科に投げるようなことがあってもいいのではないかというようなことを思っていました。

ちょっと長くなりましたけど、以上です。

○中林座長 はい、どうぞ。石川先生。

○石川委員 わたしは防災を今いろいろとやらせていただいているのですが、もともとが建築構造なものですので、その中で今年の今後の検討課題というのが3の1にあります。特に21年度が家屋・住家等の被害状況ということで今までも少し議論は出てきているんですけど、その調査がり災といいますか財産のこの方向へ持っていかれるんだろうとは思っているのですが、建築構造的な概念で言うと、先ほどの5段階の区分けという話も含めてプロの中でもそう易しいものではなくて、かなり建築構造の力学的な観点といいますか、安全性の観点だけでもかなり議論が仲間内でも出る話ですよ。

それをどうやって、危険度判定の応急危険度判定員はそれなりのものを積んでやっているわけですが、その中でやっぱりどうしても、いわゆる財産的な価値の話というのはそれほど強くはないので、その辺とのねじれ現象というのは先ほどからずっと話が出ていますが、そういう意味で、この特別部会でたぶんこの議論をされるんだと思うのですが、その構成メンバーですね、そこが逆にちょっと気になって。

り災側に持っていくにしても、先ほどの赤紙が非常に効果を持つということであるとすると、その辺のところの知見をかなり具体的なかたちでそしゃくしてやっていただくためには、かなり東京都としては議論を深めないといけないのかな。そういう意味では、メンバーはどうされるのか、ちょっとこの資料では見えてきていないのですが、その辺を実行していただければというのがわたしの願いです。以上です。

○中林座長 学会という話がありましたけれども、建築学会のほうで、佐藤先生からお話

いただいたほうがいいのかな。

○佐藤副座長 どうぞ、どうぞ。

○中林座長 建築学会、これまで構造を中心にしてこういう災害後の調査を学会として行ってきた、災害委員会というのがあるんですけども、そこにもう少し、建物の構造的な被害だけではなくて、まさにきょうの話にあるようなその先の復旧、復興にもつながるようなプロセスで、学会としても何か社会的にも貢献できないものかということで実は委員会が立ち上がっております、若干の検討をしております。

その中で、先ほど室崎委員からお話がありました、学生がどこまでできるか分かりませんが、建築系の学生にとっては非常に、実験室では得られない体験をすることができるわけで、安全の問題というか、子どもの安全の問題も含めてさまざまな問題はあるわけですが、少しそういう広い意味で、学生も含めて学会のそのパワーを実際の災害の後にうまく連携して、学会側から言えば社会貢献ですし、被災者側から見れば学会の支援をとというような体制も必要になってくるのではないかとということで検討を始めておりますので、都としても少しそういった、先ほど室崎委員は「アウトソーシング」というお話をされましたけれども、行政、公務員以外の分野をどういうふうにもううまく連携していくかという、連携という体制づくりを少し検討したらいいのかなという意見だと思いますので、ぜひそれも特別委員会の検討課題にさせていただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、国崎委員。

○国崎委員 なにぶん今回が初めてですので、まだまだ分かってないところもありますので、お教えいただききたいのですが、一つにまず応急危険度判定ですが、被害状況調査も含めまして、主要構造物への判定ということでお話がありましたけれども、戸建に対するイメージがあります。都内には高層マンションがたくさん建てられておりますが、こういった高層ビルを含む集合住宅についての判定については、大変時間がかかる気がします。目視ではしっかり建っているように見えても、建物内部はかなりの被害を受けているところもあるかと思えます。高層マンションの判定についても戸建と同じ考えでよいのでしょうか。

それから先ほど机上の資料の中にある「復興プロセス編」の資料を読ませていただきまして、これは被災者が読むものと理解しました。読み手の視点にたったとき、この内容では行動がイメージできないと感じました。例えばわたしが都内に転居する場合、役所に行っているいろいろな手続きがあります。住所変更に子どもの学校の転校手続き、それから保険証・

年金・印鑑登録などたくさんの手続きがあります。ただそれは生活する上で必要不可欠な事柄ですので、手続きの必要性やその方法は、分かっています。

ところが災害という事態を考えますと、例えば自分の家が被害を受けた場合、どのような手続きが必要なのか分からないのです。この資料では応急危険度判定をしますと記載されていますけれども、自らが区役所に赴き申請すべきなのか、それとも順番が来るまで待っていていいのか、しかも判定を受けるときには立会いをしなくてははいけないのかなど、そのような細かいところがこの資料には記載されていないので、問い合わせの電話や直接区役所に来られる被災者が多くあるかもしれません。被災者がさまざまな窓口を行ったり来たりというようなことで振り回されるようなことがあると思いますし、職員の方も対応に四苦八苦するというような気がします。

ですので今一度、被災者の視点による「り災証明発行」や被害状況調査などについて、行動がイメージしやすい内容にさせていただけるとよいと思います。都内では空き家・空き室もあります。所有者が必ずそこに住んでいるとは限らないので、そのような所有者に対しても災害時の行動を示してほしいと思います。そうした細かいところまで、本来ならばこういう被災者向けの復興プロセス編に詳しく書いてあるといいのではないかなと思いました。もし私の読みが浅ければ申し訳ありません。よろしく願いいたします。

○中林座長 非常に大事な視点だと思います。その辺はいろいろ議論はしてきて、なるべくワンストップで全部できるような体制でやらないといけないということも含めて、本部体制とか事務体制をどうするかという議論をしてきたのですが、やっぱりはんこを押す側からの目線じゃなくて、被災者側から見た目線でもう一度見直すというのはすごく大事だとわたしも思いますので、ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

○佐藤委員 今日の議論とは、本来すべき議論とはちょっと離れるかもしれないんですけど、今復興マニュアルのお話が出ましたけれど、その中で具体的にはどんなかたちで復興を進めるかというところで、地域復興協議会ですか、そういうのが出来て、その中で地域が自分たちで判断をして復興の方向性を決めるというような、そういうことが課せられていると言ってもいいと思いますけど、これは大変なことで、こういう危険度判定があり、それからり災証明のようなものがあって精密な被害状況の判定がなされるわけです。これが台帳になってくるということで、今ですとこういうデータをすぐに GIS と絡めて地図情報化できるわけですね。

阪神・淡路のときなんかも、僕ら現地に入ったときに、GISのようなデータを作ってもらえないかということがずいぶんあって、いろんな研究機関もやりましたよね。でもあのときは使い勝手がまだよくなかったからそんなに簡単に作れなかったというか、それほど有効に活用できなかったかもしれませんが、今の段階だと相当GISなんかが使いやすくなっていますし、今僕がこれ持ってるの、写真を撮ればそれがそのまま地図のところに、地図上にプロットされて表示されるというようなものも簡単にできているわけですね。ですからこの辺のもの、もうちょっと科学的な方法とリンクさせることもやっていくと、次のまちづくり、それから復興のプロセスにも非常に有効に役に立つんじゃないかと思うんです。

特に直下地震は、阪神・淡路のときもそうでしたけど、まだら状の被害で非常に複雑な被害状況になっていく。だーっと焼けて何もなくなっちゃっているところときちんとあるところというようなものじゃなくて、非常に複雑な被害状況が想定されるわけで、ですからそういうものがきちんと把握できないと地域での判断もできないし、上からの、都市計画の判断もなかなか難しいと。ですからこれだけのことをきちんとやるのであれば、地理情報のシステムときちんと連動させて、瞬時に、常にその結果がみんなでも共有できると、それでそれが復興のプロセスに役立つというような、そちらのほうへの展開ということもぜひ検討してほしい、やられているのかもしれませんが。

特にGISなんかで言えば大学や学術団体が、あるいは民間と組んで一緒にやるということもあると思いますし、そういう技術開発はやられている方もずいぶんいらっしゃいますので、ぜひそういうものも検討していただければと思います。以上です。

○中林座長 ありがとうございます。

○山崎委員 すみません、いいでしょうか。

○中林座長 はい、どうぞお願いします。

○山崎委員 私もきょう初めて出させていただきましたので、的外れなことがあったらご了承いただきたいと思いますが、私は税の専門家でも建築の専門家でもありませんけれども、現場を取材していて感じるのは、やっぱり応急危険度判定と、り災証明の調査は、被災者にとってもわたしたちから見ても、屋上屋を重ねているような印象がどうしてもぬぐえないんですね。それが被災者に無用の混乱を引き起こして、そのことが行政の不信にもつながって、さらにその混乱が、これはどうなっているんだということでもって新しい行政の仕事まで生み出していくという悪循環に陥っているような気がします。

中林先生がおっしゃるように、り災証明と応急危険度判定というのは全然違うんだという情報を情報でもってきちんと伝えなくちゃいけないということですが、災害というのはそんなにしょっちゅう起こるわけじゃありませんから、それを常に被災者の皆さんに分かるように伝え続けるということは、わたしは相当難しいことじゃないかという気がします。

内閣府の議論もいろいろ聞いたりしていますけれど、連携を強めるということですが、これはやった後の連携ではやっぱりこれだけ混乱するとなかなか防げない。起きる前に今から復興について考えておられるわけですから、応急危険度判定とり災証明の1次調査を、起きる前からどうやって連携したら混乱なく進められるかということをご検討いただきたいというふうに思います。

わたしは、とても乱暴な言い方をすればこれは一緒にやるべきだというふうに思いますし、同じ人がやれないのだったら運用でもって一緒にペアを組んでやればよいというふうに思っていますけれども、質の復興を目指すというお話ですが、質の復興も量の問題がものすごく大きく東京都の地震の場合はかかわりますから、それぞれについて応急危険度判定をやって、一時的なり災証明の調査なんてことをやった後に連携を強めていきたいと思います。以上です。

○中林座長 そろそろ予定の時間なのですが、せっかくですから。

○杉山委員 すみません。

○中林座長 はい、どうぞ。

○杉山委員 応急危険度判定の仕組みはアメリカのフィーマーが作り上げたものを日本が取り入れたと言われているのですが、実はそうではなくて、1981年の新耐震設計法のと同時に被災建築物の判定法というのは開発されたのですね。今までに十数回実際の作業をしていますので、そうした経験を踏まえて、ぜひ都なりの混乱のない仕方を研究する、実現できるようにしておかなくてはならないと思います。

応急危険度判定は、本来1週間か10日で終わるべきところなのですね。それがなかなか終わらせてもらえなくて、り災証明の発行というのは、実際に避難所に入られた方がご自分の住宅を含めた生活再建をどうするかということで、空き家に入られるか自分の家を修理されるか、あるいは建て替えられるか、だいたい震災後1カ月ぐらい過ぎてからなんですね、現実の自分の生活再建を考えられるのは。国の中でもそこらあたりはずいぶん議

論が出たんですけど、り災証明を早くやればいいというものじゃないということ、ぜひそこを特別部会の中で整理してほしいと思うのです。本来タイムラグ差が1カ月ぐらいあるはずのものなのですね。それが一つ。

それから、り災証明を迅速にやるために、全国の災害を受けた市町村はいろんな工夫をしています。調査票自体、国の一定の指針に従いながら、兵庫県方式とか小千谷方式とか仙台方式とか、みんな違う調査票を作っていますので、ぜひそのあたりをご参考にされて、都として一番効率的にスムーズにいけることを検討してほしいということが2つ目です。

それから3つ目は、公務員だけでやろうとするのは、東京都のような場合わたしも無理だと思います。できるだけ外部の方の応援を得なくちゃいけないんですけど。仄聞したことですけど、アメリカではテンポラリーに公務員に任命するんですね。「1日公務員」という制度があるのですよ。ところが日本でなぜそういう仕組みができないのかというのを常々思っているんですけど、そういう信頼のおける方があらかじめ準備されれば1日、2日公務員になってもらって、それだけの責任を背負ってもらって、きちんとした公平な判定をしていただくというようなことができるのではないかなという気はしているんです。そういうテンポラリーな公務員の任命の仕方ができないかどうか、自治法との関係でちょっと研究していただくと私はありがたいなと思っております。以上です。

○中林座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○池上委員 すみません、一つだけ。

○中林座長 手短にお願いします。

○池上委員 私も建築、それから応急危険度判定に対してはずぶの素人ですのでまったく分からないのですが、今皆さまのお話を伺っておりまして、市民として、実際に危険度判定に当たられた方、あるいはり災証明を出された方が抱えられているトラブルと言うんですかね、今までいろんなところで災害が起こっておりますから、その事例集といいますか、事例を知りたいというのがわたしの気持ちです。それでそれを、こんなことがあったんだよということを市民に伝えていくのがわたしの役割かなと思っておりますけれども、ぜひよろしくお願いいたします。

○池上委員 実際には各所で法律相談をやっている中で、やっぱりり災証明に対するクレームが市民から弁護士とか関連士業の窓口に来ていて、そういうものの、たくさんあるわけではないんですけど、集積というのではないわけではないと思います。

○池上委員 そうですか。

○中林座長 よろしいでしょうか。今年度の主要テーマということが「被害状況調査」ということで、たくさんの貴重なご意見をいただきました。基本的には被害想定を前提に今われわれは準備をするしかないのですが、膨大な量の家屋被害が出るだろうという前提です。その上で、全壊、半壊だけではなくて、復興につなげる意味では一部損壊まで含めて対応しなきゃいけないので、り災証明からその先の復興へつなげるには膨大な需要量があって、それに対してマンパワーの不足ということがあると。アウトソーシングその他、さまざまなことがありました。

もう一つは、応急危険度判定とその後の被災判定につなぐために、応急危険度判定のマンパワーを被災判定のほうへ展開できないかと。これは実は神戸以降の地震で応急危険度判定は基本的に全数調査でやっているのですが、神戸のときにはマンパワーが足りないということで、木造はやらなくて非木造を前提に応急危険度判定をしたはずなんです。ですから東京の場合も、場合によると応急危険度判定のトリアージと言うとおかしいですけども、ある限定した範囲で応急危険度判定の余震対策というのを行うということも場合によったらあるのかもしれないと。それも含めて少し、量の問題をまず考えてみましょうというのが1点かと思います。

もう一つは、システムの効率化とか先進化ということだと思います。GIS というと、写真を使うと。写真というのは非常に重要で、がれき撤去その他さまざまな中で、最後被災者の方と行政とが議論をするときに、写真を見てそれを共通のデータとして議論をするということが非常に重要になるかと思いますので、先ほど佐藤先生からのお話の GIS を使った写真のというのは、まだ技術的に完全ではないんです。このカメラでやると、カメラの立っている人の場所が場所として認定されて、写真の焦点の場所が GIS 上の位置として認定されていないので、場所と建物を一致させるために、建物と写真を撮った人の距離の分だけ補正していかないと駄目なんですけれども、でもそういう技術の先進化ということはどうどん進むと思いますので、先ほどのり災証明の台帳のデジタル化と GIS マップと、それからそういう写真のデータみたいなのが一連になっていくと、現場へ来いということで現場へ行かなくても、こういうことだよねというのが窓口で確認できれば、事務処理というか業務の処理というのはずいぶん進展するんじゃないかなと思いますので、そうしたシステムの構築をぜひ目指して、東京都ですからやっていただきたいと思います。

それから、国の制度がさまざま係っておりますので、取りあえずは今の制度を前提にシステムを構築するしかないと思いますけれども、もう少し量の被害ということを前提にし

たときに、国の制度に対しての東京都側からのご意見を、先ほどの 20 年度の報告の中にも幾つか都から国に対する要望事項等がありましたけれども、そうしたかたちの新しい制度の運用その他に対する課題というのも同時に整理されていかれることが大事かなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

予定の時間をちょっと過ぎてしまったのですが、よろしいでしょうか。それでは事務局から何かございますでしょうか。

○事務局（溝口副参事） どうもありがとうございました。事務局からは、次回の開催についてご連絡いたします。次回の開催につきましては特別部会において検討いたしまして、指針案に対する意見および助言というものをいただくために、2 月上旬ごろの開催を予定しておりますので、また別途日程についてはご連絡いたしますのでよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○中林座長 それでは本日の第 15 回東京都震災復興検討会議、以上で終わらせていただきます。貴重なご意見等をありがとうございました。

（以上）